

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	担当課（室）
【告示】 ○ 優良図書の推奨 ○ 有害図書の指定 ○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請 ○ 救急病院の認定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 第四十八期岡山県労働委員会委員候補者の推薦手続	【告示】 ○ 優良図書の推奨 ○ 有害図書の指定 ○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請 ○ 救急病院の認定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 第四十八期岡山県労働委員会委員候補者の推薦手続	男女共同参画青少年課 環境管理課 医療推進課 健康推進課 〃 障害福祉課 水産課 県民生活交通課 経営支援課 労働雇用政策課	〇 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催 〇 道路の位置の指定 〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〇 落札者等の決定 【人事委員会】 〇 職員団体の登録 【公安委員会】 〇 警備業法に基づく検定 〇 〃 〇 警備業法に基づく審査 【海区漁業調整委員会】 〇 第五百二十六回岡山海区漁業調整委員会の開催 【内水面漁場管理委員会】 〇 第二百三十七回岡山県内水面漁場管理委員会の開催	都市計画課 建築指導課 〃 教育委員会 人事委員会 生活安全企画課 〃 〃 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会	担当課（室）

◎岡山県告示第四百二十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太		図 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太		図 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太	
番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象	
1	ぼくたちのきせき	中 川 ひろたか あずみ虫	すずき出版	幼 児	
2	このあな なんじゃ ひがたのいきもの へん	きむら たえこ みぞぐち ともや	仮 説 社	幼 児	
3	歯のはえかわりのなぞ	北 川 チハル ながおか えつこ	く も ん 出 版	小学生（低）	
4	昭和の子とお店屋さん 昭和30年代、東京・下谷竹 町物語	高 部 晴 市 高 部 雨 市 小 泉 和 子	佼 成 出 版 社	” （中）	
5	歴史ごはん 信長、秀吉、家康たちが食べた料理 つくっ て、味わい、歴史を知ろう	永 山 久 夫	く も ん 出 版	” （中）	
6	十歳、ぼくは突然「敵」とよばれた 日系アメリカ人の政 治家ノーマン・ミネタ	アンドレア・ウオーレン もりうち すみこ	汐 文 社	” （高）	
7	雷のあとに	中 山 聖 子 岡 本 よしろう	文 研 出 版	” （高）	
8	世界を変えるSDGs	小 林 亮	あかね書房	中 学 生	
9	桜の木の見える場所	パオラ・ペレツナイ 関 口 英 子	小 学 館	”	

◎岡山県告示第四百二十九号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

番号	種 別	名 称	発 行 者 等
1	月刊誌	封印お宝スキヤンダル 2020年8月号 vol. 016	マイウェイ出版
2	〃	実話ナツクルズ 8・9月合併号	大 洋 図 書
3	〃	恋愛宣言PINKY 2020年8月号	秋 水 社
4	雑 誌	週刊実話 ザ・タブー 8月7日号	日本ジャーナル出版
5	〃	EX特ダネ NG SHOT 第7号	インテルフイン

◎岡山県告示第四百三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社HAKKEI JAPAN

住 所 真庭市豊栄1572

氏 名 代表取締役 上塩 萌子

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 八景

所在地 真庭市豊栄1572

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		66の3ーロ 旅館業の用に供する洗濯施設		66の3ーハ 旅館業の用に供する入浴施設（301号室）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入浴施設（302号室）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入浴施設（303号室）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入浴施設（325号室）	
能 力		102 L／回×1 基		830 L×1 基		900 L×1 基		700 L×1 基		480 L×1 基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		1 時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.1	0.2	0.95	1.14	1.02	1.22	0.82	0.98	0.60	0.72
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		同左		同左		同左	
	B O D（mg／L）	100	120	30	50						
	C O D（mg／L）	100	120	20	50						
	S S（mg／L）	120	150	20	30						
	油 分（mg／L）	5	10	3	5						
	T－N（mg／L）	10	20	同左							
	T－P（mg／L）	3	5	1	2						
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	3,000以下	3,000以下	同左							

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
2 入浴施設（201～203、205～207号室）、（327、328号室）、（空の湯山側、空の湯川側）の汚水等の水量は、各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

区 分		新 設		新 設		廃 止		廃 止		廃 止	
種 類		66の3－ハ 旅館業の用に供する入 浴施設（えがおの湯）		66の3－ハ 旅館業の用に供する入 浴施設（癒しの湯・空）		66の3－ハ 旅館業の用に供する入 浴施設（201～203，20 5～207号室）		66の3－ハ 旅館業の用に供する入 浴施設（301号室）		66の3－ハ 旅館業の用に供する入 浴施設（323号室）	
能 力		265 L × 1 基		6400 L × 1 基		420 L × 6 基		280 L × 1 基		240 L × 1 基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		—		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		1 時間		13時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.30	0.36	6.4	7.7	3.24	3.84	0.43	0.52	0.36	0.43
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		5.8～8.6	5.8～8.6	同左		同左	
	B O D（mg／L）	30	50			30	50				
	C O D（mg／L）	20	50			20	50				
	S S（mg／L）	20	30			20	30				
	油 分（mg／L）	3	5			3	5				
	T－N（mg／L）	10	20			10	20				
	T－P（mg／L）	1	2			1	2				
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	3,000以下	3,000以下			—	—				

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
2 入浴施設（201～203，205～207号室）、（327，328号室）、（空の湯山側，空の湯川側）の汚水等の水量は、各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

区 分		廃 止		廃 止		廃 止	
種 類		66の3－ハ 旅館業の用に供する入 浴施設（325号室）		66の3－ハ 旅館業の用に供する入 浴施設（327, 328号室）		66の3－ハ 旅館業の用に供する入 浴施設（空の湯山側, 空の湯川側）	
能 力		240 L × 1 基		200 L × 2 基		200 L × 2 基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		1 時間		1 時間		24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.39	0.46	0.46	0.54	8.00	9.60
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D（mg／L）	30	50			20	40
	C O D（mg／L）	20	50			10	40
	S S（mg／L）	20	30			10	20
	油 分（mg／L）	3	5			3	5
	T－N（mg／L）	10	20			10	20
	T－P（mg／L）	1	2			1	2
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	—	—			—	—

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
2 入浴施設（201～203, 205～207号室）、（327, 328号室）、（空の湯山側, 空の湯川側）の汚水等の水量は、各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1				No. 2			
区分	変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m³/日)	167.39	207.73	167.18	207.58	15.57	18.7	13.59	16.78
p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
BOD (mg/L)	100	150			25	50		
COD (mg/L)	55	100			11	50		
SS (mg/L)	60	100			13	30		
油分 (mg/L)	15	25			3	5		
T-N (mg/L)	23	40			10	20		
T-P (mg/L)	2.3	4			1	2		
大腸菌群数 (個/cm³)	3,000以下	3,000以下			3,000以下	3,000以下		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年8月4日から同月25日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び真庭市役所

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

◎岡山県告示第四百三十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

国立病院機構岡山市立金川病院

2 所在地

岡山市北区御津金川四四九

二 認定年月日

令和二年八月一日

三 認定の有効期限

令和五年七月三十一日

◎岡山県告示第四百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

向陽薬局

津山市二宮五一―一五

令和二年七月十四日

ライト薬局

倉敷市児島駅前一―九〇

令和二年八月一日

医療法人社団百子会やまな内科整形外科

倉敷市児島下の町一〇―二―一二

令和二年八月一日

◎岡山県告示第四百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

きたぞの薬局玉島店

医療機関の名称

みずほ薬局玉島店

きたぞの薬局玉島店

令和二年七月一日

◎岡山県告示第四百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
株式会社池田薬局	津山市二宮八一―二	調剤	令和二年八月一日
小野薬局宇野店	玉野市宇野一―一二―二五	調剤	令和二年八月一日
株式会社服部薬局志戸部店	津山市志戸部六五―一六	調剤	令和二年八月一日
エスマイル薬局田町店	津山市田町八六―四	調剤	令和二年八月一日
くるみ薬局	瀬戸内市邑久町山田庄二―二―一	調剤	令和二年八月一日
ハロー薬局尾張店	瀬戸内市邑久町尾張一三四六―六	調剤	令和二年八月一日
独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六	整形外科	令和二年八月一日

◎岡山県告示第四百三十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山市東区豊田七三四―三

藤原 誠

岡山市東区九幡五八五―二

小橋 一人

二 加入区

九幡

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

九幡漁業協同組合

四 縦覧期間

令和二年八月四日から同月十八日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

〔三四五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年七月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡山コーチ協会

三 代表者の氏名

道明 道弘

四 主たる事務所の所在地

倉敷市老松町五丁目五八九番地一

五 定款に記載された目的

この協会は、不特定多数の市民及び団体に対し、経営・人事・労務・人間関係等の問題に直面し、悩みを持ち、組織構成に苦悩している状況を解決するための、職業能力や対人関係能力の向上と育成を図るとともに、啓発のためのセミナーの開催や、コーチの養成と認定等を行い、以って地域経済活動の活性化と再生に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項、その他の事業に関する事項及び定款の変更に
関する事項

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

〔三四六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山ネオポリスショッピングセンター

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五―二七九

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区麹町五丁目一番地一

代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

（変更後） 名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区麹町五丁目一番地一

代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

4 変更年月日

令和二年六月一日

二 届出年月日

令和二年七月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

2

令和二年八月四日から同年十二月四日まで
縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三四七〕第四十七期岡山県労働委員会の委員の任期が令和二年十一月二十七日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十八期岡山県労働委員会の委員のうち、労働者委員及び使用者委員の候補者（以下「候補者」という。）について、次のとおり推薦を求める。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

1 労働者委員の候補者の推薦の場合

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

2 使用者委員の候補者の推薦の場合

岡山県の区域内のみに組織を有する使用者団体

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 委員の定数及び任期

1 委員の定数 労働者委員及び使用者委員のそれぞれにつき五名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。

2 任期 任命の日から二年

四 提出書類

1 労働者委員の候補者の推薦の場合

(1) 推薦書（様式一）

(2) 候補者の履歴書

(3) 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書

2 使用者委員の候補者の推薦の場合

(1) 推薦書（様式二）

(2) 候補者の履歴書

五 書類の提出期限

令和二年十月十五日（木）。なお、郵送の場合は、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

様式1

令和 年 月 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 殿

所 在 地

労働組合の名称

代表者の氏名 印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により，岡山県労働委員会労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日 （年齢）	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略 歴	備 考

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

様式2

令和 年 月 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 殿

所 在 地

使用者団体の名称

代 表 者 の 氏 名 印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により，岡山県労働委員会使用者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日 （年齢）	所 属	略 歴	備 考

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

〔三四八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和二年八月四日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催期日

令和二年十月二日午後一時から

二 開催場所

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇 浅口市役所三階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和二年八月十七日から同月三十一日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は浅口市産業建設部まちづくり課・各総合支所産業建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることのできる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

浅口広域都市計画道路の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和二年八月十七日から同月三十一日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課・各総合支所産業建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は浅口市産業建設部まちづくり課（浅口市鴨方町六条院中三〇五〇 電話〇八六五一四四―九〇四四）

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

別紙様式

意見書

令和2年8月4日付けの岡山県公報で公告された浅口広域都市計画道路の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三四九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇一三号 令和二年七月二十 八日		井原市井原町字北ン田六二四番一 二、六二四番一三の一部、六二四番 一三地先水路	六・〇〇	四二・四三

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

〔三五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇四一五、四〇八一一九、四〇八一二〇、四〇八一二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺二〇一四一オレンジペコー二〇二

山脇 健吾

三 許可番号

岡山県指令建指第三四号

令和2年8月4日 岡山県公報 第12216号

〔三五一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県総合教育センター情報システム（サーバ等）更新及び運用保守業務

二 借入期間

令和二年十月一日から令和七年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総合教育センター

加賀郡吉備中央町吉川七五四五―一一

四 落札者を決定した日

令和二年七月二十一日

五 落札者の氏名及び住所

富士通株式会社岡山支店

岡山市北区磨屋町一〇―一二

六 落札金額

一月当たり三、五七五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三二五、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年六月五日

◎岡山県人事委員会公示第八号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第五項の規定により、
次の職員団体を登録した。

令和二年八月四日

職員団体の名称	岡山県人事委員会委員長	秋	山	義	信
登録の日					
新岡山県教職員組合	令和二年七月二十七日				

◎岡山県公安委員会告示第百十三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年八月四日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	貴重品運搬 警備業務 (一級)	学科試験 令和二年十一月十三日(金曜日)	午前九時から午前十一時まで	岡山市北区内山下二丁目四丁目六 岡山県警察本部
	実技試験	令和二年十二月五日(土曜日)	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四丁目三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限り。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和二年九月二十八日（月曜日）から同年十月二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三五

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百十四号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年八月四日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の 種別及び級		試験 区分	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬 警備業務 (二級)	学科 試験	令和二年十一 月十三日(金 曜日)	午前九時から午 前十一時まで	岡山市北区内山下二―四― 六 岡山県警察本部	
	実技 試験	令和二年十二 月十二日(土 曜日)	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター	

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和二年九月二十八日（月曜日）から同年十月二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三五

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百十五号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十一条の二に規定する検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施する者に限る。）を次のとおり実施する。

令和二年八月四日

岡山県公安委員会

一 審査の区分等

審査の区分	期 日	時 間	場 所
空港保安警備業務（一級・二級） 施設警備業務（一級・二級） 交通誘導警備業務（一級・二級） 貴重品運搬警備業務（一級・二級）	令和二年十月二十三日（金曜日）	午前九時から午後零時まで	岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部

二 審査対象者

次の表の上欄に掲げる審査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる対象者とする。ただし、次の者を除く。

- 1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）の施行の際現に検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条に規定する警備業務（受けようとする審査の区分に係るものに限る。）に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である者

- 2 検定規則の施行の際現に旧規則第一条に規定する警備業務（受けようとする審査

の区分に係るものに限る。)に係る指定講習(旧規則第十二条第一項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者

審査の区分		対 象 者	
空港保安警備業務	級 一	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	級 二	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	
施設警備業務	級 一	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	級 二	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	
交通誘導警備業務	級 一	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	級 二	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	
貴重品運搬警備業務	級 一	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級の検定に合格した者	
	級 二	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者	

三 審査申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による審査申請書 一通
- (2) 写真 一枚(縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 旧検定合格証の写し等

ア 岡山県公安委員会が発行した旧規則第一条に規定する警備業務に係る検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）を保有している者

受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

イ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所及び従事する警備業者の営業所が県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 住所が県内にあること又は従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

ウ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所が県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 住所が県内にあることを疎明する書類 一通

エ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、従事する警備業者の営業所が県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の各警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和二年八月三十一日（月曜日）から同年九月四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

4 審査手数料

四千七百円

（注） 岡山県収入証紙により、審査申請時に納付すること。

なお、審査手数料は、納付後は返還しない。

四 審査定員

合わせて三十人（同時に二以上の審査を受けることはできない。）とする。ただし、申請順に受け付け、審査定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

五 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三五

2 県内の各警察署の生活安全課

六 その他

1 審査に際しては、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。

2 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第三号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百二十六回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和二年八月四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井 本 瀧 雄

一日時

令和二年八月二十四日（月）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 漁業許可の有効期間の短縮について

第二号議案 漁業法の改正に伴う規則等の改正について

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百三十七回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和二年八月四日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

令和二年八月十八日（火）

午後一時から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 岡山県内水面漁業調整規則の改正について